

広島県告示第七百八十九号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があつたので、救急医療機関として認定した。

平成二十六年十二月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
谷川脳神経外科	広島市安佐南区相田一丁目三番一六号	平成二九年二月一七日	更新